

第2 職員の任免・勤務条件等について

1 職員の任免に関する状況

(1) 採用の状況

採用試験年度	採用区分	申込者数	受験者数	最終合格者数	採用予定者
令和5年度	一般事務A(1回目)	25人	25人	8人	7人
	一般事務A(2回目)	17人	15人	3人	若干名
	一般事務B	1人	1人	0人	若干名
	土木技師(1回目)	1人	1人	0人	2人
	土木技師(2回目)	1人	1人	1人	若干名
	土木技師(育成枠)	1人	1人	0人	若干名
	建築技師(1回目)	0人	0人	0人	1人
	建築技師(2回目)	0人	0人	0人	若干名
	保健師	1人	1人	1人	1人
	社会福祉士(1回目)	0人	0人	0人	1人
	社会福祉士(2回目)	1人	1人	0人	若干名
	消防士	4人	4人	3人	2人
	全体	52人	50人	16人	14人
令和4年度	一般事務A(1回目)	24人	20人	8人	6人
	一般事務A(2回目)	32人	25人	7人	若干名
	一般事務B	3人	3人	1人	若干名
	土木技師(1回目)	0人	0人	0人	1人
	土木技師(2回目)	0人	0人	0人	若干名
	保健師(1回目)	1人	1人	0人	2人
	保健師(2回目)	2人	1人	1人	若干名
	社会福祉士	1人	1人	1人	1人
	管理栄養士	3人	3人	1人	若干名
	消防士	8人	7人	2人	2人
	全体	74人	61人	21人	12人
令和3年度	一般事務A(1回目)	31人	28人	6人	4人
	一般事務A(2回目)	29人	24人	7人	若干名
	一般事務B	2人	2人	2人	若干名
	土木技師(1回目)	1人	1人	1人	2人
	土木技師(2回目)	0人	0人	0人	若干名
	電気技師	7人	5人	2人	1人
	社会福祉士	1人	1人	0人	1人
	消防士	7人	7人	1人	若干名
	全体	78人	68人	19人	8人

(注) 市立病院採用者を除く。「一般事務B」は、障害者手帳保有者を対象としたもの。

(2) 退職の状況

年度	定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	合計
令和5年度	0人	3人	8人	0人	0人	0人	11人
令和4年度	16人	1人	5人	0人	0人	1人	23人
令和3年度	7人	5人	3人	0人	0人	0人	15人

(注) 市立病院採用者を除く。

勸奨退職者には、早期退職に係る応募により退職した者も含む。(平成27年度から。)

2 職員の人事評価の状況

職員の能力及び業績を把握し、実績に基づく人事管理を行うことにより、人材育成や公務能率及び住民サービスの向上を図ることを目的とした人事評価制度を実施しています(6級以上(管理職)の職員は平成19年度から実施(旧制度)し、評価結果を昇給及び勤勉手当支給割合に反映させています。5級(主幹級)以下の職員は平成28年度から実施し、令和2年度から評価結果を勤勉手当支給割合に反映させています。)

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況(令和5年4月1日現在)

勤務時間	8時30分～17時15分	1日の勤務時間	7時間45分(休憩時間を除く。)
休憩時間	12時00分～13時00分(1時間)	1週間の勤務時間	38時間45分
休息時間	平成23年度廃止	週休日	日曜日及び土曜日 (一部施設等を除く。)

(2) 休暇制度の状況(令和5年4月1日現在)

休暇の種類	要件／付与日数
年次有給休暇	年20日(令和5年の平均取得日数9.3日)
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 ・結核性疾病／医師に診断書に基づき必要と認める期間 ・私傷病／90日を超えない範囲内で医師の診断書に基づき必要と認める期間
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の事由により職員が勤務しないことが相当である場合 (主な特別休暇) 産前休暇／8週以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 産後休暇／出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間 夏季休暇／7月から9月の範囲内において、原則として連続する3日の範囲内の期間

4 職員の休業に関する状況

○育児休業の取得状況

年度	男	女	合計
令和5年度	5人	8人	13人
令和4年度	3人	10人	13人
令和3年度	1人	9人	10人

5 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況

年度	降任	免職	休職	降給	合計
令和5年度	0人	0人	5人	0人	5人
令和4年度	0人	0人	1人	0人	1人
令和3年度	0人	0人	0人	0人	0人

(注) 分限処分とは、勤務実績が良くない職員、心身に故障のある職員に対して、公務能率の維持及びその適正な運営を保持するため、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分、降任、免職、休職、降給の4種類がある。

(2) 懲戒処分の状況

年度	戒告	減給	停職	免職	合計
令和5年度	0人	0人	0人	0人	0人
令和4年度	0人	0人	0人	0人	0人
令和3年度	0人	0人	0人	0人	0人

(注) 懲戒処分とは、公務員の勤務関係の秩序を維持するための職員の服務義務違反に対し、職員の道義的責任を追及して科する制裁で、法令違反、義務違反など非行のあった場合の処分、戒告、減給、停職、免職の4種類がある。

6 退職管理の状況

退職時に課長級の職にあった者の再就職については、特に把握していません。

7 職員の研修の状況(令和5年度)

区分	研修内容等	受講者数
自治研修センター研修	新規採用職員研修、新任係長研修、キャリアデザイン研修、簿記の基本と財務諸表の読み方研修、地域づくり新戦略研修ほか	74人
イクボス研修	育児休暇取得の促進に向けて、管理職員を対象にした意識改革や職場マネジメントに関する研修	23人
その他研修	法制執務研修(応用)、人権問題啓発研修ほか	299人

8 職員の福利厚生状況(令和5年度)

(1) 健康管理に関する取り組み状況

区分	目的	対策
職員の健康保持	職員の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見及び早期治療を促す	毎年度健康診断を実施 ストレスチェック(平成27年度から実施)
職員の安全衛生管理	職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を提供する	産業医・衛生管理者等の選任 安全衛生委員会の開催

(2) 健康診断等の実施状況

区分	検査項目等	対象者数	受診者数	受診率
定期健康健診	問診、血圧、視力、尿検査、脂質、肝機能、血液一般、胸部X線、心電図ほか	200人	200人	100%
人間ドック	1日ドック、2日ドック、脳ドック	-	100人	-
ストレスチェック	ストレスチェック調査票	325人	325人	100%

(注) 人間ドックを受診した職員は、当該年度の定期健康診断は、受診させない取扱いとしています。

(3) 互助会等が実施する福利厚生事業の状況

地方公務員法第42条に基づき、職員の健康、元気回復その他の厚生に関する福利厚生事業を円滑に行うために、枕崎市職員互助会を組織しています。この互助会は、互助会会員(市職員)の会費と市の負担金で運営され、鹿児島県市町村共済組合が行う人間ドック受診事業の人間ドックを受診する職員に対し、その個人負担金の一部を助成しています。現在、互助会が行う福利厚生事業は、健康管理推進事業(人間ドック受診推進事業)のみです。

①枕崎市職員互助会の予算状況(令和5年度)※水道・消防・病院を含む。

会員数 316人 (会員一人当たりの公費負担金額 1,963 円)
 予算総額 1,113,100 円 (うち 市負担金 620,500 円 会員会費 492,600 円)

②枕崎市職員互助会の給付事業内容と状況※水道・消防・病院を含む。

給付項目	給付条件	給付内容		受給者数
健康管理推進事業 (人間ドック受診推進事業)	市町村職員共済組合が募集する人間ドック(右欄に掲げるものに限る。)を受診した場合	1日ドック	9,400円 (うち市負担分4,700円)	53人
		2日ドック	16,400円 (うち市負担分8,200円)	43人
		脳ドック	9,400円 (うち市負担分4,700円)	4人

9 公平委員会の報告事項

(1) 勤務条件に関する存置の要求の状況

令和4年度からの繰越件数	新規受付件数	令和5年度中処理件数				令和5年度末係属件数
		判定	却下	取下げ	打切り	
0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

令和4年度からの繰越件数	新規受付件数	令和5年度中処理件数				令和5年度末係属件数
		判定	却下	取下げ	打切り	
0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件